

# 東部スラッジセンター焼却灰運搬業務

## 仕 様 書

### 1 業務内容

本業務は、東部スラッジセンターから発生する下水汚泥焼却灰（産業廃棄物：ばいじん）を、本市の指定する民間中間処理施設へエア－圧送式粉粒体運搬車（ジェットパック車）で運搬するものである。

### 2 業務場所

#### (1) 搬出施設

東部スラッジセンター 札幌市白石区東米里 776 番地  
(搬出可能時間) 8 : 45 ~ 17 : 15 月曜日 ~ 土曜日

#### (2) 受入施設

太平洋セメント株式会社上磯工場 北斗市谷好 1 丁目 151 番地  
(往復距離) 約 600km  
(工場受入時間) 8 : 00 ~ 16 : 00 月曜日 ~ 土曜日

### 3 運搬予定量

焼却灰運搬予定量 1,590 t/年

(1 日の焼却灰発生予定量 : 4 ~ 7 t 程度、1 回の運搬量 : 8 ~ 14 t 程度)

※予定量は天候等により増減する可能性がある。

### 4 業務履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

### 5 運搬車両

エア－圧送式粉粒体運搬車（ジェットパック車）

※搬出施設の構造上、ジェットパック車の後ろ側のタンク入口からのみ、灰の積込みが可能である（別添函参照）。

※年末年始等にまとめて搬出することがあるため、最大で 1 日に 25 ~ 30 t 程度の運搬（複数車両でも可）が可能であること。

### 6 提出書類

#### (1) 業務履行前までに

ア 業務代理人指定通知書

イ 業務代理人経歴書

※所定の様式があるので業務主任と打合せること。

ア、イは 2 枚割印すること。

#### (2) 完了時（毎月）

ア 完了届

イ 業務委託内訳書

※所定の様式があるので業務主任と打合せること。

### (3) 随時

業務写真、使用車両の自動車車検証の写し等（業務主任の指示による）

## 7 契約金額の支払い

- (1) 契約金額の支払いは単価契約の毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。
- (2) 単価契約における出来高（トン数）は、端数処理せず日々の出来高の月合計とし、各月の支払額に1円未満の端数がある場合は、全て切り捨てるものとする。

## 8 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。
- (3) 使用車両に有効な免許を所持している者に運転業務を行わせること。また「道路交通法」に基づく「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒、薬物の使用、睡眠、休息の状況および体調等について十分な管理を行うとともに、運転免許の失効中の者が本業務に携わることがないようにすること。

## 9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用すること。
- (2) 自動車の運転にあたっては、次の事項に配慮した運転を心がけること。
  - ・燃料消費の少ない運転
  - ・アイドリングストップ
  - ・運搬物の飛散防止
  - ・臭気拡散防止
- (3) 下水処理施設の使用にあたっては、節電・節水に配慮すること。
- (4) 業務上適用される環境関係法令等を遵守すること。
- (5) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

## 10 留意事項

- (1) 業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (2) 運搬する焼却灰の積込みについては、当該施設職員の指示、承諾を受け、すべて受託者の責任において行うこと。また、排出（接続等含む）についても、同様に受入施設の担当者の指示、承諾を受けて行うこと。
- (3) 業務は、業務主任が指定する時間内に行うこと。

- (4) 業務量の確認は、車両の実積載量を太平洋セメント株式会社上磯工場に設置してあるトラックスケールで行うこと。この場合、受託者は確認した業務量を伝票に記入し本市に提出すること。また、産業廃棄物管理票制度に従い管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、適切な処置をすること。なお、詳細については関係職員の指示によるものとする。
- (5) 業務履行に直接関係のない施設には立ち入らないこと。ただし、やむを得ず立ち入る必要が生じた時は、業務主任の承諾を得ること。
- (6) 焼却灰の運搬日は、業務主任が指示する日とする。また、連続日の運搬が可能であることとする。年末年始等については、受託者と委託者の合意の上、運搬日を変更することができるものとするが、原則として運搬日を連続して4日以上空けないこととする。
- (7) 受託者の都合により、運搬日に焼却灰の運搬ができなくなる場合は、事前に業務主任に通知し、承諾を得ること。
- (8) 運搬先事業場の構内を運行する際は、当該施設職員の指示に従うこと。この場合、構内運行に係る必要な手続等については受託者の責任において行うこと。また、業務従事者全員が遺漏なく、運搬先事業場における安全等の教育についての理解を深めること。
- (9) 実施にあたり、運搬物が漏出または飛散しないように必要な措置をおこなうこと。施設または路面等を汚染した場合は、受託者の責任において、速やかに清掃及び散水を行う等その清潔の保持につとめること。
- (10) 本業務に使用する運搬車両については、運搬に当たって運搬物が飛散、落下及び漏出がない構造であること。
- (11) 焼却灰の受け入れにあたっては、運搬車両に前積載物の残りがいないことを確認の上行うこと。